

## 民事訴訟裁判執行通知

### 管理コード

今回、貴方は御契約会社及び債権回収業者に対しての契約不履行につき原告側が提出した起訴状を管轄裁判所が受理したことを御通知致します。後日、管轄裁判所から出廷命令通知が届きますので、記載期日に出廷して頂くようお願い致します。出廷拒否されれば民法36条に基づき原告側の主張を全面的に受理され「動産物、不動産物及び給料の差し押さえ」を執行官具合いの下、強制執行させて頂きます。また、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂く様お願いすると同時に、債権譲渡証明書を一連郵送させて頂きますので了承下さい。

尚、書面通信となりますので個人情報保護のため詳しい詳細等は事務局まで御連絡下さい。

裁判取り下げ期日平成21年1月26日

東京部

事務局(管理部)

03-

## 生活保全確認通知書

管理番号 平成21年 (ウ) 第 87163 号

この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当該会社が貴方に対して訴状を、管轄簡易裁判所に申請した事を通知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜りますが当センターは原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関の為、個人情報保護法に基づき原則として御本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、類似した通知書を送りつけて金銭を要求する手口の架空請求も確認されております。当センターは貴方に対して一切請求は致しておりません。

このまま連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。  
更に放置しておく、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意下さい。

※最近、個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する業者もみられますので万が一身に覚えがない場合早急にご連絡下さい。

相談受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

総合相談窓口(相談調査部) 03-■■■■-■■■■

適確消費者団体 〒■■■■ 東京都■■■■

特定非営利活動法人 消費者■■■■センター

## 民事裁判執行通知書

今回原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理したことを通知します。貴殿は、ご契約会社及び債権回収業者に対しての、契約不履行につき、民事訴訟裁判執行報告通知を通達させていただきます。

後日、指定裁判所から、出廷命令通知書が届きますので、記載期日までにご連絡下さい。

裁判執行予定日平成21年1月28日

出廷拒否されますと、民法108条に基づき原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いのもと動産物、不動産物及び給料等の差し押さえを強制的にさせていただきます。

また裁判所執行官による「執行証明の交付」を承諾して頂くようお願いいたします。同時に債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますのでご承知下さい。

尚、書面通達になりますので、個人情報保護の為、詳細等は当局員までお問い合わせ下さい。

裁判取り下げ期日

平成21年1月26日

東京都

管財事務局

03-